

# Driveでんき 重要事項説明書

小売電気事業者	小売電気事業者の登録番号:A0172 HTBエナジー株式会社 長崎県佐世保市ハウステンボス町1-1	お客様からの苦情や問い合わせに応ずるための連絡先および対応時間	株式会社どこよりも メール dokoyorimo_support@dokoyorimo.net
取次事業者の問い合わせ先	株式会社どこよりも 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-25-15	小売供給契約の申込方法	インターネット等を通じての申込み、書面等による申込み、電話等を通じての申込みが可能です。
契約の成立日	需給契約は、申込みを受付け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が承認したときに成立いたします。	料金等のお支払方法	クレジットカード払い、もしくは株式会社どこよりも指定する支払方法
契約期間	契約期間は契約の効力発生日を基準とし、2年後の応当日いたします。お客様または弊社より申し出がない限り同一条件で以降1年間毎の自動更新とします。	初回事務手数料	3,850円

## 1. 小売供給開始の予定年月日

- 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続きを完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになつた場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 2. 小売供給にかかる料金および当該料金の算定方法

料金には、基本料金、従量料金、燃料費調整額、および再生可能エネルギー発電促進賦課金(以下、料金等という。)を加算します。  
(詳しくは、Driveでんき約款をご確認いただけます)

## 3. 工事費にかかる事項

### ① 工事負担金

- お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。

### ② 工事費負担金の申受および精算

- 当社が託送供給等約款に基づき、工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

### ③ 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

- 供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。
- なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

## 4. その他ご負担いただく費用

- お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率14.6%の割合で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。なお支払期日から10歴日の間は、延滞利息は発生しないものといたします。
- 口座振替払いの場合は、当社指定の様式にてお申し込みいただきます。お申し込みいただいたから口座振替の開始までは、1~2ヵ月程度かかることがあります。口座振替の手続きが完了するまでは、現在のお支払い方法でのお支払いとなります。支払期日は、毎月27日といたします。ただし、27日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。ただし初回の支払いより指定のない場合は「コンビニエンスストア払い」とさせていただきます。
- クレジットカード払いの場合は、手数料無料でお客様のクレジットカードよりお引き落としいたします。
- コンビニエンス払いの場合は、「コンビニエンス払い請求書発行手数料」として220円/通を、料金等とは別にお支払いいただきます。お控えは領収書を兼ねておりので大切に保管ください。当社からお客様に払い込み用紙を発行後、郵送いたします。
- 料金等以外の各種費用は、発行した翌月の料金等と併せて請求いたします。

## 5. 契約電圧や契約電流

- 供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトです。
- 周波数は50ヘルツまたは60ヘルツです。

## 6. 使用電力量の計測および料金算定方法

### ① 使用電力量の計測

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。

## ② 料金算定方法

- ・料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- ・料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより料金に変更があった場合
- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものとする。

## 7. 解約(強制解約含む)および乗り換え

- ・解約については、サポートセンターへ電話でのお申し込みのみ受け付けます。
- ・サポートセンター以外の小売電気事業者へ乗り換えの場合、手続きは新小売電気事業者にて行いますが、乗り換えにかかる各種説明事項をご案内するため、サポートセンターへお電話ください。乗り換えされた場合でも、お客様と弊社間での債権・債務は引き続き存続いたします。
- ・2年未満での解約、および乗り換えの場合、以下の場合を除き、安心スマートプランコース「契約解除料」として、3,780円(不課税)を料金等とは別にお支払いいただきます。安心スマートBizプランコースの場合は、契約解除料は9,800円(不課税)になります。
  - ① お引越しの場合 ② 自然災害等の不可抗力により、当社からお客様に電気を供給できない状態になり、解約にいたった場合
- ・お客様が次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがあります。
  - イ お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実に反する申出を行った場合。
  - ロ 他人になりすまして各種サービスを利用した場合
  - ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合
  - ニ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合
  - ホ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ヘ 当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
  - ト 電気の使用にともなうお客様の協力が得られない場合
  - チ 当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合
- ・お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することができます。なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。本書面の発行については手数料220円(1通あたり)をお支払いいただきます。支払を要する額は、発行手数料に消費税および地方消費税相当額を加算した額といたします。
  - イ お客様が料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合
  - ロ お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合
  - ハ 約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- 二 その他お客様が約款に違反した場合
- ・お客様が、需給契約の廃止による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

## 8. お客様側の調査・保安等に関するご協力

### ① 調査に関するご協力

- ・お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- ・一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

### ② 保安等に関するご協力

- ・次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。
  - イ お客様が、引込線、計量器等その需要場所内的一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- ・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

## 9. 反社会的勢力ではないことの表明・保証

- ・お客様には、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。
  - イ 暴力団員(暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体)の構成員)
  - ロ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者)
  - ハ 暴力団関係企業の構成員(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員)
  - ニ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
  - ホ 社会運動等標榜ゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)
  - ヘ 特殊知能暴力集団等(イからホに掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者)
  - ト その他前各号に準ずる者

・当社は、お客様が前述イヘトに該当し、違反し、または、違反している疑いがあることが判明した場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

## 10. 電気の使用方法

・お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはそのおそれがある場合は、お客様の負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

## 11. その他

- ・お客様が契約開始以前に電気を使用していた場合の電力使用は無契約での電力使用となるため、遡及して弊社との契約が必要になります。
- ・当社と新規にご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売電気事業者にお問い合わせください。
- ・Driveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースは、一般のご家庭向けプランです。業務用および事業用としてはご利用いただけません。また電気温水器および蓄電池などへの充電用途としてはご利用いただけません。スマートメーターの設置を必須とします。無料時間帯の燃料費調整額・再生可能エネルギー賦課金は課金対象となります。無料時間帯の無料対象電力使用量は月間電力使用量の16.6%が上限となります。
- ・Driveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースは、一般のご家庭向けプランです。燃料費調整額・再生可能エネルギー賦課金につきましては、その1月の総使用電力量が算定対象となります。
- ・Driveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースは、スマートメーターの設置を必須といたします。
- ・Driveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースにお申し込みされ、当社が承諾し契約に至ったあとに、各地域の一般送配電事業者が設置するスマートメーター工事が当社以外を起因とするなんらかの理由で、当社からの供給開始日までになされなかった場合は、契約後であっても、安心スマートプランコースの提供をお断りさせていただきます。この場合には、当社はお客様、および各地域の一般送配電事業者と誠実に協議し、個別に対応いたします。
- ・前項に記載の状態に陥った場合には、弊社はお客様に対して何らかの補償を行うことはできかねます。Driveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースが提供できる状態になった際に、改めてDriveでんき 安心スマートライトプランコース、安心スマートプランコースのお申し込みをお願いいたします。また、前項の記載の状態に陥った場合には、スマートメーターが設置されるまで、一時的に当社の他コースにご加入をお勧めする場合があります。
- ・天災地変やスマートメーターの不具合などによる、正確な時間帯別計量が行なえなかった場合でも、弊社は特別な対応を行いません。
- ・Driveでんきにお申し込みのお客様については、匠ワランティアンドプロテクション株式会社が提供する「つながる修理サポート(S)」サービスを利用することができます。
- ・「つながる修理サポート(S)」サービスは契約者と匠ワランティアンドプロテクション株式会社との間で締結されるものとします。「つながる修理サポート(S)」の規約および利用方法の詳細については、下記のURLでご確認頂けますようお願いいたします。  
「つながる修理サポートS」: <https://takumiwp.co.jp/service/tsss>
- ・「つながる修理サポートS」の契約期間は、Driveでんきの契約期間と同じタイミングとなります。
- ・Driveでんきを継続してご利用いただける場合に限り、「つながる修理サポート(S)」の利用料金(通常税込価格: 220円/月)は当社が負担するものとします。

クーリング・オフに関するお知らせ(法人のお客様および個人のお客様のうち営業のためにもしくは営業としてお申し込みいただいたお客様は除きます。)  
1. お客様が訪問販売または電話勧説販売で契約された場合、本書面を受け取った日から8日間は、書面により契約申込みの撤回、契約の解除(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客様が書面を発送した時(郵便消印日付)から発生します。

### 2. この場合、

- ① お客様は損害賠償および契約解除料の支払いを請求されることはありません。
  - ② お客様がすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還受けることができます。
  - ③ お客様には電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。
3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客様が誤認し、または当社が威迫したことにより、お客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
4. クーリング・オフを行う場合は、ハガキなどに、申込日(/契約日)、商品名(携帯電話番号を含む)、販売店名、契約を解除する旨(/申込を撤回する旨)を記載の上、当社もしくは販売店まで簡易書留にて郵送してください。

【書面送付先】株式会社どこよりも クーリング・オフ担当 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2丁目25番15号

【注意事項】Driveでんきへの切替日以降に契約解除(クーリング・オフ)をされますと、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

制定/2018年1月15日

改定/2018年12月11日 2019年6月1日 2021年4月1日 2024年6月1日